

## 第 16 回人口・社会統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 21 年 6 月 30 日（火）10：00～12：00
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出 席 者 阿藤部会長、廣松部会長代理、野村委員、津谷臨時委員、井上専門委員、嶋崎専門委員、早瀬専門委員、審議協力者（財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、国立社会保障・人口問題研究所、東京都、大阪府）事務局（河合内閣府統計委員会担当室参事官、浜東総務省調査官他）調査実施者（千野総務省国勢統計課長他）
- 4 議 題 国勢調査の変更について

## 5 審議の概要

- （1）事務局から、第 15 回人口・社会統計部会の結果の概要について説明が行われた。
- （2）事務局から、今回の調査計画の変更の適否を判断するに当たり、統計法第 10 条に示された承認の基準となる観点を基に整理された審査の方向性について説明が行われた。
- （3）調査実施者から、今回の調査計画の変更の考え方及び第 23 回統計委員会において出された意見等に対する回答について説明が行われた後、調査事項及び調査方法の変更について、審議が行われた。委員から出された主な意見等及びこれに対する調査実施者からの回答並びに審議の結果の概要は、以下のとおり。

## &lt; 調査事項 &gt;

## ア 雇用形態の区分の変更

「派遣元ベースと派遣先ベースの双方の産業構造を明らかにすることが可能」とのことであるが、それぞれどのように捉えることができるのか。

「従業上の地位」に関する調査事項において、「労働者派遣事業所の派遣社員」の区分を設けており、これにより派遣元ベースの産業構造を把握することが可能である。また、「所属の事業所の名称及び事業の種類」に関する調査事項において、「労働者派遣事業所の派遣社員」については、派遣先の事業所の内容を記入することとしており、これにより派遣先ベースの産業構造を把握することが可能である。

9 月末の 1 週間の就業状態を把握するとしても、派遣社員の場合、複数の派遣先が存在する可能性があると思われるが、どのように把握されるのか。

二つ以上の事務所等で仕事をしている場合には、主に仕事をしている方、具体的には、仕事をした時間が最も長い事業所の内容を記入することとしている。

審議の結果、雇用形態の区分を変更することについては、特に異論はなく、審査の方向性どおり適当とされた。

## イ 5 年前の住居の所在地の記入方法

5 年前の住居の所在地を、平成 22 年 10 月 1 日現在の市町村の名称により把握することとしているが、過去の調査との連続性はどうか。

平成 22 年国勢調査の結果から旧市町村単位の人口移動の情報は得られないが、旧市町村単位で結果表章している前回調査の結果を新市町村単位に組み直し、平成 22 年調査の結果と比較する方法はある。

現在の市町村の名称による記入とする場合、世帯自らが、5 年前に住んでいた市町村の現在の名称を調べる必要がある。世帯の負担を軽減するため、現在の名称の記入が困難な場合、5 年前当時の名称の記入も可能ということ、調査票に記載しておく方がよいのではないか。

5 年前当時の名称が記入されても、集計の段階で現在の市町村の名称への変換が可能であると考えられることから、現在の名称が分からない場合には、当時の名称の記入が可能であることを「調査票の記入のしかた」に記載することとしている。

世帯の側では、当時の市町村の名称の方を覚えているのではないかとと思われる。また、合併後の市町村の単位による集計では、人口移動のデータが粗くなってしまう。このため、当時の名称の記入を原則とする方がよいのではないか。

また、当時の名称で把握すれば、後で現在の市町村の単位に統合することも可能であり、合併前と合併後の両方の情報を得ることができるのではないか。

当時の名称の記入を原則とすると、現在の名称と当時の名称が混在し、移動の状況が不明確になるおそれがある。

また、これまで、国勢調査では、現在の市町村の区域をベースとして人口移動の集計を行っており、政令指定都市については、区間の人口移動も把握してきている。しかし、合併により新たに政令指定都市となった市については、合併前の名称による記入とした場合には、政令指定都市内の区間の人口移動を把握できなくなる。

合併前の旧市町村の名称で把握すると、合併により新しく誕生した政令指定都市の人口移動を把握できなくなるが、合併後の現在の市町村の名称で把握すると、合併のあった多数の市町村の人口移動を把握できなくなる。どちらを優先すべきかの判断は難しいが、研究者としては、後者のデータを把握できる方がよいのではないか。

人口移動については、行政利用を考えると、現在の市町村の単位の集計が必要と考えるが、学問の面からの指摘も踏まえ、次回部会までに考え方を整理したい。

調査実施者において整理を行った上で、次回部会で再度審議を行うこととされた。

## ウ 5 歳未満の子供の出生地の把握

調査票の「平成 年 10 月 1 日より後に生まれた人は出生当時ふだん住んでいた場所を記入」という注意書きについては、「出生当時ふだん母親が住んでいた」とした方が、正確な把握を行う上で適当ではないか。

母親と子供が別々に居住する場合もあることなどから、子供の常住地としては、あくまでも子供自身がふだん住んでいた場所を把握することとし、子供を主体とした表現とすることが必要である。

「母親が」という文言を入れる方がよいのかどうか議論となっているが、出産のかなり前から母親が実家に帰るケースもあると思われるので、「母親が」という文言を入れた場合、子供の出生地として母親の実家が記入されてしまうおそれがある。

子供が出生当時にふだん住んでいた場所を判断する際の基準は、子供が生まれてからの期間を基とし、生まれる前の状況は含まないということ、「調査票の記入のしかた」に記

載する方がよいのではないか。

これらの指摘を踏まえ「調査票の記入のしかた」の記載を検討したい。

審議の結果、「5歳未満の子供の出生地」を新たに把握することについては、特に異論はなく、審査の方向性どおり適当とされた。ただし、正確な把握のため、「調査票の記入のしかた」における説明を工夫することが必要とされた。

## エ 家計の収入の種類削除

「家計の収入の種類」に関する調査事項を削除することについては、家計の収入を把握する他の統計調査が整備されてきたことから、現時点で国勢調査において把握する必要性が低下したことに加え、他に把握が必要な事項が生じている状況を考慮すると、廃止はやむを得ないものと判断する。

審議の結果、「家計の収入の種類」に関する調査事項を削除することについては、特に異論はなく、審査の方向性どおり適当とされた。

## オ 就業時間の削除

就業時間の把握は重要であるが、5年周期の国勢調査で把握される就業時間はベンチマークとしての役割が主となると思われる。しかし、就業時間に関しては、ベンチマークとしての利用よりも、変動を把握することが重要と思われる。労働力調査など他の統計調査で、就業時間の変動を把握することができることから、国勢調査において就業時間の把握を断念することは一つの決断と考える。

調査事項の利用状況、代替情報の入手の可能性、調査票の小型化等の理由から、就業時間を削除することはやむを得ないとは考えるものの、平成12年調査以降に取り始めたデータでもあり、惜しいというのが率直な感想である。

今回、貴重な情報が削除されるのは非常に残念である。特に、就業時間は、女性の就業と子供の関係における重要な要素であるため、必要な情報と考えるが、他の統計調査でも代替情報を得られることを考慮すると、やむを得ないと考える。

就業時間は重要な情報ではあるが、働いている方だけに係る事項である。したがって、子供から高齢者までを対象とする国勢調査において把握するよりも、就業状況等の把握を目的とする統計調査において、拡充を行っていくことが適当であり、国勢調査の就業時間を削除することは、やむを得ないと考える。

審議の結果、就業時間の把握の重要性及びニーズの高さは認められるが、5年周期の国勢調査で把握する必要性を考慮した上で、統計情報の代替性が確保されていることなどから、就業時間を削除することについては、審査の方向性どおりやむを得ないものとされた。

## カ 住宅の床面積の回答方法の変更

実数を記入するより、階級を選択する方が回答しやすいと考える。ただし、調査票案の選択肢は「 $m^2$ 」単位となっているが、「坪」単位の面積しか分からない方も多いと思われるため、「坪」を「 $m^2$ 」に換算する際の目安となる換算表のようなものが「調査票の記入のしかた」に記載されていれば、回答がしやすくなるのではないかと考える。

「調査票の記入のしかた」のスペースの問題も考慮しながら、工夫を考えたい。

審議の結果、住宅の床面積の回答方法を実数記入方式から選択枝方式に変更することに

については、特に異論はなく、審査の方向性どおり適当とされた。ただし、「調査票の記入のしかた」における説明を工夫することが必要とされた。

#### キ 重複の範囲の合理性

過去に住宅・土地統計調査を審議した際に、国勢調査と住宅・土地統計調査の役割分担について議論があったと思われる。これについては、住宅・土地統計調査での問題になると思われるが、検討が必要ではないか。

国勢調査と住宅・土地統計調査の関係や在り方については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成21年3月閣議決定)において、平成25年の住宅・土地統計調査を企画する際に検討することとされていることから、検討はそちらに委ねることが適当とされた。

#### <調査方法>

封入提出方式を全面導入することにより、信頼性のある情報を得られる可能性はある。一方、調査票に未記入があった場合に、補完を行うことになるとと思われるが、調査事項によっては無理に補完を行った場合、不正確な結果が出るおそれがあるため、未記入の場合には、「不詳」としてそのまま集計した方がよい。

市町村の審査の段階で、調査票に未記入がある場合、世帯に照会を行うこととしている。そこで補完ができない場合に、住民基本台帳等による補完を行うこととしている。これらを含め適正な補完処理を行った後にもなお未記入項目があれば、「不詳」として集計する。

調査票を郵送で提出する際に、郵送提出用の封筒ではなく、封入提出用の封筒が誤って使用され、投函された場合、市町村に調査票が届かないのではないかと。

封入提出用の封筒に設けている「連絡先」の欄に、市町村の住所を記載することとしており、封入提出用の封筒で投函された場合でも、市町村に届くことになる。

別の統計調査では、封入提出用の封筒に「窓」を付けて、調査票が入っているかどうか確認できるようにしていたが、国勢調査ではそのような工夫はしないのか。

国勢調査は規模が非常に大きく、封筒に少し特別な処理をただけで全体のコストが大きく増加するため、封入提出用の封筒には工夫を行っていない。

調査方法の変更等については、引き続き、次回部会で審議を行うこととされた。

なお、未記入の調査事項や集計における「不詳」の取り扱いについては、「集計事項」を審議する際に併せて議論することとされた。

(3) 次回部会では、引き続き調査計画の審議を行うこととされた。

また、次回部会で、調査実施者から、第3次試験調査の実施状況について、可能な範囲で説明を行うこととされた。

#### 6 次回予定

次回部会は7月21日(火)10時から総務省第2庁舎6階特別会議室で開催することとされた。